

平成 2 7 年 第 1 0 回

武蔵村山市教育委員会定例会

平成 2 7 年 1 0 月 1 6 日

武蔵村山市教育委員会

平成27年第10回武蔵村山市教育委員会定例会

1. 日 時 平成27年10月16日(金)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時49分

2. 場 所 武蔵村山市役所5階 委員会室

3. 出席委員 持 田 浩 志 (教育長) 土 田 三 男
高 橋 勝 義 本 木 益 男
島 田 妙 美

4. 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	中野 育三	学校教育担当部長	榎並 隆博
教育総務課長	松下 君江	教育施設担当課長	比留間光夫
指導・教育センター担当課長	小嶺 大進	学校給食課長	神山 幸男
文化振興課長	山田 義高	スポーツ振興課長	指田 政明
図書館長	乙幡 孝	指導主事	西原 英治
指導主事	村上 正昭		

5. 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策グループ	内田 朋英
	橋本真奈美

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第50号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について
- 5 議案第51号 武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則ほか4規則の改正の申出に係る臨時代理の承認について
- 6 議案第52号 武蔵村山市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について
- 7 議案第53号 武蔵村山市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について
- 8 議案第54号 武蔵村山市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 9 議案第55号 教育財産取得の申出について
- 10 その他

◎開会の辞

○持田教育長 それでは、本日の会議に際し、1名の方から傍聴の申出がありましたので、武蔵村山市教育委員会会議規則第29条の規定に基づき、会議の傍聴を許可いたしましたので、御報告いたします。

本日の出席委員は全員でございます。

これより平成27年第10回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

◎議事日程の報告

○持田教育長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 御異議なしと認め、配付のとおり決定いたします。

◎日程第1 会期の決定

○持田教育長 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

◎日程第2 前回会議録の承認

○持田教育長 日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

本件は、これを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

◎日程第3 教育長報告

○持田教育長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

第1点目でございますが、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の利用についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の利用について、御報告申し上げます。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の概要でございます。

資料1を御覧ください。

マイナンバー制度は、国の行政機関や地方公共団体などの複数の機関に属する個人の情報を、マイナンバー（個人番号）を活用することにより、同一人の情報であるという確認を行うための社会基盤（インフラ）になるものでございまして、マイナンバーを利用することによりまして、行政手続を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会の実現が期待されております。

そこで、市長部局におきましては、平成28年1月から利用開始となるため、武蔵村山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（仮称）を第4回市議会定例会に上程し、議決を得る必要があり、それに向け準備を進めているところでございます。教育委員会におきましても、マイナンバーの利用により市民サービスや事務効率の向上を図るため、一部の事務に利用させていただくことといたしました。

それでは、武蔵村山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（仮称）を御覧いただきたいと思います。

第1条では条例制定の趣旨を、第2条では用語の定義を、第3条例では市の責務を、第4条では個人番号の利用範囲を、第5条では特定個人情報の提供を、第6条では規則への委任を定めるものでございます。

ページをおめくりいただきまして、別表第1を御覧いただきたいと思います。

こちらでは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律で定められている法定事務以外の独自利用事務について規定してございますが、教育委員会では3つの事務について、マイナンバーを利用することを定めることとしております。1つ目は、武蔵村山市奨学資金条例による修学上必要な学資金の支給に関する事務でございます。2つ

目は、就学援助費の支給に関する事務でございます。3つ目は、特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務でございます。

以上、3つの事務で利用いたしますが、こういった情報を利用するのにかんしましては、別表第3を御覧ください。

こちらにありますように、市長部局が教育委員会に情報提供するものは、特定個人情報として定める必要があり、生活保護関係情報及び地方税関係情報と定めることといたしております。

なお、附則におきまして、こちらの部分については、平成28年4月1日から施行することとしております。

条例（仮称）の詳細につきましては、別紙を後ほど御覧いただきたいと存じます。

ここで、資料1にお戻りいただきたいと思っております。裏面を御覧ください。

マイナンバー制度の今後の予定でございますが、10月以降、11月末頃までに通知カードが郵送されることになっております。次に、平成28年1月から、マイナンバーの利用が開始されますが、この際には、庁内連携と呼んでおりますが、同一機関内、同一の行政機関内での情報連携までとなっております。平成29年1月から、国の行政機関の間でマイナンバーを利用した情報連携が開始され、同年7月から、地方公共団体と他の行政機関等の中でマイナンバーを利用した情報連携が開始されることとなり、他市から転入された方が申請手続に必要な課税証明書などの提出が不要となるなど、市民サービスが向上することとなっております。

以上が社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の利用についてでございます。

よろしく願いいたします。

○持田教育長 続きまして、2点目でございます。

平成27年度教育関係寄附に対する感謝状の贈呈者一覧についてでございます。

資料2を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、平成27年度教育関係寄附に対する感謝状の贈呈者一覧についてでございます。

資料2を御覧ください。

平成26年9月1日から平成27年8月31日までの間で、市の表彰規程に当てはまらない本市

の学校教育、社会教育のために寄附をしていただいた方々、3つの個人又は団体でございますが、こちらに対しまして教育委員会から感謝状を贈呈したいと考えております。

感謝状の贈呈者でございます。

初めに、学校への寄贈でございます。

青梅信用金庫様から、集会用テントの寄贈がありました。こちらは、大南学園第四中学校におきまして利用しております。

小中一貫校村山学園PTA様から、小中一貫校村山学園に対しまして、運動会優勝旗の寄贈がございました。

次に、図書館への寄贈でございます。

武蔵村山市更生保護女性会様から、図書の寄贈がございました。毎年、寄附をいただいております。

以上、今年度の感謝状の贈呈は3件となっております。感謝状につきましては、各所管課が寄附者に対して贈呈することとなっております。

以上でございます。

○持田教育長 続きます、3点目でございます。

平成27年度学校選択制申請状況（平成28年度入学）についてでございます。

資料3を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、平成27年度学校選択申請結果（平成28年度入学）について、御報告申し上げます。

資料3を御覧ください。

平成28年4月に、中学校に入学する新1年生を対象とした学校選択制の申請を9月に受け付けした結果でございます。本年度は、85人の申請でございました。

なお、三者面談を実施することから、申請者への結果通知は12月上旬を予定いたしております。

入学予定者数は821人で、約10.4%の児童が学校選択制の申請を行っております。

なお、平成23年度は709人の入学予定者に対し、申請は99人、約14%。平成24年度におきましては807人のうち、申請は98人で約12%。平成25年度におきましては789人のうち、申請は106人で約13.5%。平成26年度については752人の入学予定者のうち、申請は94人で約

12.5%の実績でございました。

上段の表を御覧いただきたいと思います。

各学校の状況でございますが、表の縦が転入、横が転出でございます。第一中学校は、転入25人、転出は35人、10人の減。村山学園第二中学校は、転入2人、転出15人、13人の減。第三中学校は、転入35人、転出4人、31人の増。大南学園第四中学校は、転入17人、転出9人で8人の増。第五中学校は、転入6人、転出22人で16人の減となっております。

中段の表、主な理由でございますが、友人関係、部活動、通学距離、兄弟関係、その他、主な理由では、通学の安全面、学校の設備、施設面、学校行事や学校紹介パンフレットなどが挙げられております。

下段の表の右側の申請後入学予定者、クラス数予定の欄を御覧いただきたいと思います。

第一中学校は、175人で5クラス、前年度と比べましてクラス増減はございません。村山学園第二中学校は、94人で3クラス、前年度と比べまして1クラス増えてございます。第三中学校は、115人で4クラス、前年度比、1クラス増えてございます。大南学園第四中学校は、130人で4クラス、前年度比、クラスの増減はございません。第五中学校は、254人で8クラス、前年度と比べまして1クラス増えております。

なお、クラス数につきましては、平成28年度に東京都の学級編制基準が、中一ギャップの教員加配により35人学級編制となった場合によるものでございます。

また、今後、就学予定の転入者につきましては、受入れ枠の範囲での選択が可能となっております。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、4点目でございます。

武蔵村山市における小中一貫教育の在り方についてでございます。

資料4、別冊になっております。そちらを御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、学校教育担当部長から報告いたします。

榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、武蔵村山市立小中一貫校検討委員会がまとめました武蔵村山市における小中一貫教育の在り方についてにつきまして、御報告を申し上げます。

まず本検討委員会でございますが、平成26年度に学識経験者、市内全校長のほか、学校運営協議会委員の代表及び保護者代表で組織したもので、本市の今後の小中一貫教育の在り方について、全3回の御検討をいただき、このほど、その御提言の内容をまとめていただいた

ものがございます。

それでは、表紙、目次をめぐっていただきまして、1ページを御覧ください。

こちらからの第1章では、多様化する教育課題に対して、義務教育9年間を見通した意図的、計画的な教育活動を展開することは重要であり、国におきまして、このほど学校教育法の一部改正を行い、これまで一般的に小中一貫校と称してきた学校を義務教育学校として、設置者の判断で置くことができるようになったことに触れております。

3ページには、本市も加盟をしております小中一貫教育全国連絡協議会の小中一貫教育全国サミットで採択をされました共同宣言を記載しておりますが、この協議会の主張が実現したものと認識をしております。

次に、4ページから始まります第2章でございますが、本市における小中一貫校構想は、平成13年度に設置をされました武蔵村山市幼（保）・小・中学校の連携の在り方検討委員会の報告から始まり、その後、毎年様々な形で検討が進められ、小中一貫カリキュラムについては、市内の延べ200人に上る教員が関わり、また愛称やシンボルマーク、学園歌等の策定につきましては、保護者、地域の関わりがなくてはならなかったことを明記しております。これらの経緯を踏まえ、村山学園開校と、その後のコミュニティ・スクールの指定は必然であったことにも触れております。

9ページから11ページには、現在の村山学園の施設一体型ならではの特色ある教育活動や、一つの学校を目指した校務分掌の工夫に触れております。

12ページからの第4章は、今年度、プレ開校いたしました大南学園について、開校の経緯や、「知の統合」「心の統合」「形の統合」といったキーワードを掲げた今後の特色ある教育活動としての様々な構想について紹介をしております。

続いて、15ページからの第5章でございますが、ここではこれまでの取組が、既に施設分離型一貫校ともいえる五中校区の取組について記載をしております。小中連携した校内研究の充実や、五中校区コミュニティの取組は特筆すべきものがございます。

19ページからの第6章が、今回の検討委員会の提言ともいえる内容となります。これまでの武蔵村山市における小中連携教育から小中一貫教育へ、そして施設一体型、施設隣接型に続き、施設分離型の一貫校の設置に向けた期待を表明しております。武蔵村山市におけるこれまでの取組は、学校選択制をとる中でも、どの学校を選択しても義務教育9年間を見通した意図的、計画的な教育を受けることを保障してきました。その上で、今後、市内全校が一貫校として、より特色のある教育活動を前進させていくことが重要だと考えております。

御報告は以上でございます。

○持田教育長 続きまして、5点目でございます。

第40回市立中学校総合体育大会の結果についてでございます。

資料5を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 それでは、第40回市立中学校総合体育大会の結果について、御報告いたします。

本年度の市立中学校総合体育大会は、7月11日に開会式を行い、その後、市内各中学校の運動部活動9種目において、学校対抗の試合形式で競技が行われました。

7月11日の開会式では、サッカー部によるエキシビジョン競技が行われました。

当日は、市長や教育委員の皆様を初め、多くの方に御参観、応援をいただきました。

実施をいたしました9種目の競技に、756名の中学生が参加をいたしました。

結果等につきましては、資料5、14ページを御覧いただきたいと存じます。

教育委員会といたしましては、今後とも中学校部活動外部指導員の配置等を通して、部活動の一層の活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、6点目でございます。

平成27年度武蔵村山市立小・中学校研究発表会についてでございます。

資料6を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 それでは、平成27年度武蔵村山市立小・中学校研究発表会について、御報告いたします。

こちらは、今年度実施いたします研究発表の日程等について一覧にまとめたものでございます。平成27年12月2日の第一小学校及び平成28年1月28日の第五中学校の発表は、特色ある学校づくり推進校の発表となり、市内全小・中学校の教員が参加をいたします。また、全ての学校の研究発表は、それぞれ重要な教育課題への取組となっていることから、できる限り多くの教員が参加できるよう、各校長に依頼をしたところでございます。教育委員会といたしましては、各学校の研究を通して、児童・生徒の生きる力を育めるよう、引き続き支援

をしまいにります。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、7点目でございます。

第46回市民文化祭の開催についてでございます。

資料7、別冊になっております。こちらを御覧いただきたいと思ひます。

内容につきましては、文化振興課長から報告いたします。

山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 第46回市民文化祭の開催について、御報告いたします。

それでは、市民文化祭のプログラムを御覧ください。

平成27年11月3日火曜日、祝日になりますが、この日から11月22日日曜日までの間の土・日、祝日に市民会館さくらホールで実施いたします。

主催は、武蔵村山市文化協会、市民文化祭実行委員会。後援が武蔵村山市教育委員会でございます。

開会式につきましては、11月8日午前10時から、市民会館の大ホール、ホワイエで実施いたします。

教育委員の皆様には、御参加いただきますようお願いいたします。

市民文化祭は、市民の日頃の文化活動の成果を発表する場で、内容につきましては音楽やハワイアン等の発表部門が11部門で、大ホール及び小ホールで行われます。囲碁や華道等の展示部門につきましては13部門で、展示室や会議室等で実施し、体験コーナーを設ける部門もございます。

また、開催期間中の11月14日土曜、15日日曜日には、Foodグランプリ、農業まつりも市民駐車場等で同時開催されますので、あわせてお知らせいたします。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、8点目でございます。

平成27年度武蔵村山市少年・古希軟式野球チーム親善試合の開催結果についてでございませう。

資料8を御覧いただきたいと思ひます。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、平成27年度武蔵村山市少年・古希軟式野球チーム親善試

合の開催結果について、御報告をさせていただきます。

平成27年9月19日土曜日に開催をいたしました本事業につきましては、4人の元プロ野球選手を講師としてお招きいたしまして、午前10時から開会式、午前10時30分から少年野球チームに対する野球教室、そして午後1時から少年野球選抜チームと古希軟式野球チームとの親善試合を行ったところでございます。試合結果は、資料にお示しのとおりでございますが、8対3で少年野球選抜チームが昨年に続き勝利となりました。

また、午後3時から、「私の野球人生～やっぱりベースボール～」と題した講演会を総合体育館内で行ったところ、各野球チームや一般参加者など202人が参加をいたしまして、元プロ野球選手に対して多くの質問が寄せられるなど、盛大に開催ができたところでございます。

教育委員の皆様におかれましては、お忙しい中、開会式、親善試合、そして講演会等に御出席をいただき、大変ありがとうございました。お礼申し上げます。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、9点目でございます。

武蔵村山市スポーツ少年団結団式の開催結果についてでございます。

資料9を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、武蔵村山市スポーツ少年団結団式の開催結果について、御報告をさせていただきます。

スポーツ少年団結団式につきましては、10月4日日曜日午前11時から総合体育館会議室で開催をしたところでございます。

参加人数といたしましては、主催者、来賓者、スポーツ少年団本部役員及び単位スポーツ少年団など26人の参加をいただいたところでございます。

当日は、市長から、スポーツ少年団本部長に対して、武蔵村山市スポーツ少年団旗が贈呈され、またミニバスケットボールチーム、ファイターズに対して、スポーツ少年団本部長から、単位スポーツ少年団旗が贈呈されたところでございます。

武蔵村山市スポーツ少年団につきましては、まだ構成団体も少ない状況ではございますが、ジュニア育成に力を入れている体育協会加盟団体等にも協力を呼びかけ、今後、一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

教育委員の皆様におかれましては、お忙しい中、結団式に御出席をいただき、大変ありがとうございました。お礼申し上げます。

以上でございます。

○持田教育長 続きます、10点目でございます。

平成27年度武蔵村山市スポーツ都市宣言記念事業の開催結果についてでございます。

資料10を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、平成27年度武蔵村山市スポーツ都市宣言記念事業の開催結果について、御報告をさせていただきます。

10月4日、日曜日に開催されましたスポーツ都市宣言記念事業につきましては、中央大学陸上競技部駅伝監督の浦田春生さんを講師にお迎えし、午後1時から総合体育館第二体育室で講演会、午後2時15分からメインアリーナで陸上教室を開催したところでございます。

講演会は、「スポーツで絆をつなぐ～東京オリンピックに向けた期待、経験～」と題しまして、箱根駅伝最多出場校でもある中央大学駅伝部の話や、指導者としての考え、そしてバルセロナオリンピックへの出場経験や、2020年に開催される東京オリンピックに向けたお話をいただいたところでございます。

また、陸上教室としての実技指導につきましては、「正しく走る！楽しく走る！速く走る！」と題して、ストレッチの仕方や走り方の指導も行っていただいたところでございます。

参加人数は、講演会が45人、陸上教室が66人の延べ111人で行っていただきました。陸上教室の参加者は、4歳から76歳と幅広い年齢層の方が参加され、市内中学校陸上部の生徒も参加したところでございます。

教育委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本事業に御出席をいただきまして大変ありがとうございました。お礼申し上げます。

以上でございます。

○持田教育長 11点目のその他でございますが、私から2点、御報告させていただきます。

1点目は、武蔵村山市教育委員会とハワイ州教育局によるCULTURAL EXCHANGE PROJECTプログラムの実施について。2点目は、文部科学省、我が国の伝統文化教育の充実に係る調査研究における日本の国技に学ぶ相撲体験学習についてを御報告させていただきます。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 それでは、武蔵村山市教育委員会とハワイ州教育局によるCULTURAL EXCHANGE PROJECT (CEP) プログラムの実施につきまして、御報告いたします。

本CEPプログラムの実施につきましては、既にこれまでの定例教育委員会におきまして、委員の皆様には御説明をさせていただいておりましたが、第九小学校、10名の児童と持田教育長、第九小学校、小瀬校長を初め、引率4名が、去る10月4日から10月13日まで、ハワイでの本プログラムの研修に参加をし、病気やけがもなく全員が元気に帰国をいたしました。

現地での研修を通して、子供たちからは、初めは日本人の友達だけで固まりがちだったけど、終わりの方では日本人、ハワイの人など関係なく関わることができた。言葉だけでなく、笑顔やジェスチャーでも自分のことを相手に理解してもらうことができた。このような研修があったら、また参加したいなど、研修の充実ぶりがうかがえる声がたくさん聞かれました。

小瀬校長からは、子供たちが自立心をもてるようになった。全ての言葉が通じなくても、笑顔一つでコミュニケーションがとれる、友情を育むことができることを子供たちが発見できた、自国である日本について誇りと愛着を一層強めることができたなど、研修の成果としての子供たちの変容、成長の報告を受けております。

教育委員会といたしましては、引き続きこうした文化交流活動を支援してまいりたいと考えております。

なお、次年度以降の本プログラムの実施につきまして、先方からは、今後検討いたしますとの返事を伺っております。

もう一点、それでは文部科学省、我が国の伝統文化教育の充実に係る調査研究における日本の国技に学ぶ相撲体験学習について、御報告をいたします。

文部科学省から、本事業の実践校として指定を受けております第十小学校において、昨日、10月15日に大相撲大鵬道場大嶽部屋から力士3名の方に来ていただき、3年生の児童が相撲の体験学習を行いました。

子供たちは、四股や相撲独特の柔軟体操である相撲体操を行い、礼に始まり礼に終わるといった礼儀の大切さを学んだ後、子供同士の取組や子供たちと力士との取組も行いました。最後には、力士の方同士の取組を見て、大きな歓声を上げながら、その迫力に驚きを隠せない様子でした。また、力士の方と一緒に給食も食べ、御飯はどれくらい食べるのですか、ど

れくらい練習をしているのですかなど、いろいろな質問をして充実した時間を過ごすことができました。

以上でございます。

○持田教育長 教育長報告は以上でございます。

教育長報告に対する質疑等があればお受けいたします。

土田職務代理人。

○土田職務代理人 今年度、教育関係寄附者に対する感謝状の贈呈3件、お示しをいただきましたが、感謝状を主管課がお持ちするというふうにならば先ほど説明を受けたんです。非常にこういった行為、ありがたい行為でありまして、貴重な物品、また経費を負担をしていただいているわけですね。いろんな意味で、もちろん主管課が感謝状をお届けするということについては、非常にこれはよろしいかもしれませんが、やはりこの行為に対する敬意を表す、そういうような気持ちがあるとしたら、やはり御足労でも教育委員会、皆さんに集まっていただいて、教育長が直接その敬意を表す、謝辞を述べる、そういったような行為があってもいいのかなど。比較的いろんなセレモニーが嫌いな方ではないというふうには感じておりますが、こういったことも一つ大事な行為かなというふうに思いますけれども、いかがですかね、そういった考え方。

○持田教育長 よろしいですか。

それでは、敬意を表す気持ちがありますものですから感謝状を渡しているわけですが、その具体的な渡し方というものについて、事務局は何かありますか。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 事務局といたしましては、敬意を表す場といたしまして設けることが必要かどうか検討はさせていただきたいと思います。なお、寄附にあわせまして、市長に表敬訪問された場合につきましては、教育長もあわせて参加させていただいているといった経緯がございます。

よろしく願いいたします。

○土田職務代理人 分かりました。

○持田教育長 よろしいですか。

○土田職務代理人 はい。

○持田教育長 では、検討させていただきたいと思います。

ほかにいかがですか。島田委員。

○島田委員 スポーツ振興についてなんですけれども、9月、10月に元プロ野球選手による野球教室や、大学駅伝監督の陸上教室で御指導を御教授いただき、子供たちにとってとても夢を現実にも近付けられる貴重な体験ができたと思います。講師の先生方をお招きするには、とても大変な御苦労があるかと思いますが、今後もこういった事業は続けていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○持田教育長 御意見ということで、よろしいですか。

○島田委員 はい。

○持田教育長 では、今後もスポーツ振興に向けて取り組んでいただきたいと、こういうことでございます。

そのほか、いかがですか。

本木委員。

○本木委員 先日、スポーツ少年団の結団式があったんですが、結団式をされたときに、まだまだ登録というか、単位スポーツ少年団が少ないということで、ぜひ、せっかく体協の方も御苦労されているので、教育委員会としても働きかけをしていただいて、もっと充実したものにしていただければと感じましたので、ひとつお願いしたいなと思います。

○持田教育長 お願いでよろしいですか。

○本木委員 はい。

○持田教育長 スポーツ振興課長、何か補足することはありますか。

指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 今、本木委員からお話をいただいたとおり、今後も体育協会などジュニア育成に力を入れている団体にもお声かけをしながら、より一層の充実に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 よろしいでしょうか。

○土田職務代理者 関連で。

○持田教育長 土田職務代理者。

○土田職務代理者 せっかくすばらしい制度が生まれて、そういった少年団という組織化に向けてお誘いするのはよろしいんですけれども、今まで活動しているそういった個々の少年団チーム、グループが、ここに入ったことのメリット、こういうすばらしいものがあるというようなものを、やはり魅力的なものを示さなければ、なかなか来ないような気もするんです

ね。現実的に、いろんなチームもあると思うんです。

そこで、やはり何がというふうに思えば、運営についての協力、財政支援、そういったような、底力が生まれるような支援を教育委員会、また下部組織の体育協会、そういったことをして下さるような体制をつくってもらいたいと思いますけれども、それいかがでしょうか。

○持田教育長 メリット等の周知も含めまして。

指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、お答えいたします。

スポーツ少年団につきましては、そちらに加入をいたしますと、例えば全国、いろんなところのチームとの試合ができるような、そういう幅広い交流ができるといったこともございます。また、1つの競技を飛び越えて、様々な競技もできるような、そういうもの。また、スポーツに限らず、様々な文化活動であるとか、様々な活動を通じて青少年の健全育成を図るというところでございます。そうした内容をいろいろなチーム、関係者に御説明をしているところではございますが、今回についてはなかなか単位スポーツ少年団の数としては少ない状況ということで発足をしたわけでございます。

市として、こうした活動をするに当たって、財政的な部分ということで、活動費ということで補助金も用意をしてございます。そうしたものもお話をしながら、今後もスポーツ少年団、ますますの充実に向けてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 土田職務代理人、よろしいですか。

○土田職務代理人 はい、結構です。

○持田教育長 それでは、スポーツ少年団のより一層の充実を、よろしく願いいたします。

そのほか、いかがですか。

高橋代表教育委員。

○高橋代表教育委員 榎並学校教育担当部長にちょっと教えていただきたいと思いますが、先ほどの小中一貫教育の在り方についての報告書の中で、18ページの最後、後段なんですけど、「各校校長の経営方針を支えるための力強い発言が多く聞かれている。」、望ましいことなんですけど、例えば具体的に幾つかちょっと挙げていただきたいなと思うんですけど、いかがですか。

○持田教育長 榎並学校教育担当部長。

○**榎並学校教育担当部長** 例えば、今年度、プレ開校いたしました大南学園、ここはまさにそれぞれの第七小学校、第四中学校の学校運営協議会の中での御発言をいただいて、会長名で一貫校としての開校を望むというようにお話をいただいた経緯がありましたが、そこはまさに両校の校長がそういった構想をもっていたことを支える御発言となっております。

それから、先日、今年度に入ってからですが、五中校区の学校運営協議会の方に私も参加をさせていただきました。そのときに、今後、いわゆる五中校区の中で、この検討委員の報告書の中にも触れていただいておりますけれども、いわゆる分離型という形を目指していくときに、どういった進め方が一番いいのかということの御意見があった中で、これは二小、十小、五中、八小、それぞれの代表の会長がおっしゃったのは、私たちは校長がどうしたいのか、それが明確であれば、その方針を支える覚悟があるといったような御意見をいただいたのが、これは私も非常に、その場において感動を覚える発言でありました。

以上でございます。

○**持田教育長** 高橋代表教育委員、いかがですか。

○**高橋代表教育委員** そうですね。そのとおりだと思うんですが、ただこの「校長の発案による「五中校区コミュニティ」の発足」という表題ありますよね、小さな。そこから、非常に大事なことで、校長が幾ら発案しても、地域の皆さんのまさに協力がなければ、これはうまくいかないわけですので、そのところはよく連携をとっていただきたいなということを感じたところであります。

ありがとうございました。

○**持田教育長** よろしいですか。

そのほか、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○**持田教育長** それでは、質疑なしと認めます。

これをもって教育長報告を終わります。

◎**日程第4 議案第50号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について**

○**持田教育長** 日程第4、議案第50号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

- 松下教育総務課長 議案第50号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について。

武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成27年10月16日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

- 持田教育長 それでは、議案第50号の提案理由を説明させていただきます。

教育委員会事務局職員を任免する必要がある、平成27年9月24日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

中野教育部長。

- 中野教育部長 それでは、議案第50号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について、御説明いたします。

別紙を御覧ください。

本年10月1日付をもちまして、事務局職員を任免する必要が生じましたが、教育委員会を開催するいとまがないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき臨時代理いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御承認をお願いするものでございます。

教育部教育指導課に所属しておりました主査が議会事務局主査に、議会事務局主査が教育部教育指導課主査に異動したものでございます。

人事発令につきましては以上でございます。

- 持田教育長 これより質疑に入ります。

(発言する者なし)

- 持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第50号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第5 議案第51号 武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則ほか4
規則の改正の申出に係る臨時代理の承認について

○持田教育長 日程第5、議案第51号 武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則ほか4
規則の改正の申出に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第51号 武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則ほか4規則
の改正の申出に係る臨時代理の承認について。

武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則ほか4規則の改正の申出について、別紙の
とおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成27年10月16日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第51号の提案理由を説明させていただきます。

公の施設使用料の見直し等に伴い、市長部局所管の武蔵村山市立学習等供用施設設置条例
施行規則ほか4規則の改正の申出を行う必要があり、平成27年10月2日付をもって臨時に代
理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、文化振興課長から説明いただきますので、よろしく御審議の
上、御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、議案第51号の御説明をいたします。

公の施設使用料の見直しにつきましては、平成27年第3回市議会定例会におきまして、関

係条例が改正されました。これを受け、公の施設の使用の申請、使用の許可、減免規定等について整備を行う必要があり、市長部局所管の武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則、武蔵村山市立地区集会所設置条例施行規則、武蔵村山市体育施設設置条例施行規則、武蔵村山市総合体育館設置条例施行規則、武蔵村山市民会館設置条例施行規則の5規則の改正の申出をする必要があり、会議を開催するいとまがないことから、平成27年10月2日付をもって臨時に代理いたしましたので、御承認くださるようお願いいたします。

それでは、議案第51号の資料にはページを振ってございますので、11ページの武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則新旧対照表を御覧ください。

第2条、使用の申請についてでございます。

第1項では、さいかち地区会館を除く地区会館を使用しようとする者は、武蔵村山市公共施設予約システムの利用規則に規定する予約ができる者の決定を受けた後に市長に申請するものといたしました。

第2項は、予約システムによって使用の申請を行わない陶芸窯の使用の申請について規定いたしました。

現行の第2条の2を第3条とし、条ずれの解消を図るものでございます。

第4条は、使用の許可についてうたったもので、市長は使用の決定をしたときは、使用料を収納し、それぞれ定められた様式の使用許可書等を交付することとしております。

第2項は、許可書等の交付の時間を規定いたしました。

第7条は、使用料の減免を規定したもので、第1号は市が行う事業又は市が共催して行う事業に使用する場合が全額免除。第2号は、市外の官公署が使用する場合で、陶芸窯を使用しないときが全額免除、陶芸窯を使用するときは条例の別表第3に定める陶芸窯の使用料、これは素焼きの場合が2,500円、本焼きの場合が6,300円を除いた全額免除としたものでございます。第3号は、障害者団体が使用する場合で、陶芸窯を使用しないときは半額減額、陶芸窯を使用するときは、その使用料を除いた半額を減額するものでございます。第4号は、公共的な団体が団体本来の活動目的で使用する場合で、減免の額は、前号と同様としております。第5号は、市が特に必要と認める場合は、半額減額するものでございます。

第8条第2項は、使用料の返還を受けようとするときの手続について定めたものでございます。

以下、関係様式を整備するものでございます。

附則においては、施行期日及び経過措置を定めております。

次に、31ページ、武蔵村山市立地区集会所設置条例施行規則新旧対照表を御覧ください。

第2条は、地区集会所を使用しようとする者は、公共施設予約システムの利用規則に規定する予約ができる者の決定を受けた後に市長に申請するとしております。

第3条第1項は、使用の許可についてうたったもので、市長は使用の許可をしたときは、使用料を収納し、定められた様式の使用許可書兼領収書を交付することとしております。

第2項は、許可書兼領収書の交付の時間を規定いたしました。地区集会所にあつては常駐の職員がいないことから、それぞれ鍵を管理する地区会館で交付を受けることとなります。

第4条は、使用の取消しの届出。

第5条は、市長が使用の許可の取消し等の決定を行った場合の通知について規定しております。

第6条第1項は、使用料の減免規定でございます。地区会館の陶芸窯を使用しない場合と同様となっております。

第2項、第3項は、その手続について規定しております。

第8条、第9条は条数の変更でございます。

以下、関係様式を整備するものでございます。

附則においては、施行期日及び経過措置を定めております。

続きまして、武蔵村山市体育施設設置条例施行規則新旧対照表を御覧ください。

ページ数は、49ページになります。

体育施設につきましては、指定管理者による管理施設となりますので、従来、「使用」としているものを「利用」に変更して用いております。

第3条は、体育施設を利用しようとする者は、公共施設予約システムの利用規則に規定する予約ができる者の決定を受けた後に指定管理者に申請することとしております。

第4条第1項は、利用の許可についてうたったものでございます。

第2項、第3項は、利用許可書兼領収書の交付の時間について規定しております。

第4項は、プールの利用についてうたったもので、プール入場券の交付を受け、それを指定管理者に提出して、利用の許可を受けることとしております。

条例第7条、各号等は利用の不許可の規定について触れているものでございます。

第5項は、体育施設の利用の許可の決定は、2時間を1単位とすることとしております。

第6項は、利用許可書の携帯、提示について規定しております。

第5条は、利用許可の取消し等の通知について規定しております。

この場合の条例第8条とは、利用の許可の取消し等に関する規定でございます。

第6条第1項は、利用料金の減免規定でございます。第1号は、市が主催又は共催する事業に利用する場合は全額免除。第2号、第3号は、指定管理者が認める社会教育団体が利用する場合について定めたもので、総合体育館の減免規定と合わせたものでございます。第4号は、障害者団体が利用するときは半額減額。第5号は、公共的な団体が団体本来の活動目的で利用する場合、半額減額としております。第6号は、指定管理者が特に必要と認める場合の減額について定めております。

第2項は、様式の変更でございます。

第7条第1項は、利用料金の返還の規定で、新たに第2号を加えております。第3号では、「前号」を「前2号」に改めてございます。

第2項、第3項は、様式の変更でございます。

以下、関係様式を整備するものでございます。

附則におきましては、施行期日及び経過措置を定めております。

次に、83ページ、武蔵村山市総合体育館設置条例施行規則新旧対照表を御覧ください。

第3条は、条例別表(1)で規定する貸切利用について、公共施設予約システムでの予約申請となりますので、公共施設予約システムの利用規則に規定する予約ができる者の決定を受けた後に指定管理者に申請することとしております。

第4条第1項は、貸切利用の許可について定めております。

第2項は、許可書の交付時間を午前9時から午後9時とし、利用日当日は利用する前までとしております。

第3項の各号は、公共施設予約システムの登録区分、予約方法等による区分ごとに許可書の交付期間を定めたものでございます。抽せん予約によって利用の許可を受けた市内団体、市内個人又は抽せん予約によらない利用許可を受けた市内団体、市外団体を区分して規定してございます。

第5条は、貸切利用の中止について規定しております。

第7条は、利用許可の取消し等の通知について規定しております。

第9条、第2項、第3項は、減免の手続についてうたったものでございます。

第10条第1項第2号は、利用料金の返還を規定したもので、従来、予約の変更を行った場合、利用料金の差額の調整を行っていましたが、今回の改正で変更は行わず、取消しのみといたしました。変更については、新たに予約をしていただくこととしております。

第2項、第3項、第11条第1項、第2項につきましては、様式の変更となります。

以下、関係様式を整備するものでございます。

附則においては、施行期日及び経過措置を定めております。

続きまして、129ページ、武蔵村山市民会館設置条例施行規則新旧対照表を御覧ください。

第2条第1項及び第2項は、従来から有料であります大ホール等の施設の利用申請と、従来、無料で今回の利用料金の見直しに係る研修室等の施設の使用申請について規定したものでございます。研修室等は、公共施設予約システムにより、予約を行うことといたしました。

第3項は、公共施設予約システムによらない大ホール等の施設の申請時間を定めております。

第4条第1項、第2項は、大ホール等の利用の許可の手續について規定しております。

第3項、第4項は、研修室等の利用の許可について定めております。

第5条第1項から第3項までは、大ホール等の施設の利用許可事項の変更又は利用の中止に関する手續について定めたもので、様式の変更を行っております。

第6条は、様式の変更でございます。

第8条第2項は、研修室等の利用に係る減免規定で、表中に示したとおりでございます。

第3項、第4項は、様式の変更となります。

第9条第1項第2号に、研修室等の利用に係り、利用開始日前に取消しをした場合についての利用料の返還について追加をいたしました。

第3項は、様式の変更となります。

別表第1及び第2につきましては、条例の改正に合わせ、従来、研修室等の区分にあった休養室を大ホール等の区分に移したものでございます。

また、別表第2の研修室等の利用の中止等の申請期限を、利用予定日の7日前から前日までに改めました。

以下、関係様式を整備するものでございます。

附則におきましては、施行期日及び経過措置を定めております。

以上、雑駁でございますが、議案第51号の説明とさせていただきます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第51号 武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則ほか4規則の改正の申出に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第6 議案第52号 武蔵村山市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について

○持田教育長 日程第6、議案第52号 武蔵村山市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第52号 武蔵村山市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について。

武蔵村山市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成27年10月16日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○持田教育長 それでは、議案第52号の提案理由を説明させていただきます。

公の施設使用料の見直し等に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、文化振興課長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるよう、お願いいたします。

山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、議案第52号について御説明いたします。

公の施設使用料の見直しにつきましては、平成27年第3回市議会定例会におきまして、関係条例が改正されました。これを受け、公の施設の使用の申請、使用の許可、減免規定等について整備を行う必要があることから、御審議をお願いいたします。

それでは、武蔵村山市立学校施設使用条例施行規則新旧対照表を御覧ください。

第2条は、使用の申請に係る規定を整備するものでございます。

第4条は、使用の許可をうたったもので、使用の許可に当たっては、内容を審査することを加えました。また、使用の許可を決定したときは、使用料を収納し、学校施設使用許可書兼領収書を交付することとしております。

第5条は、使用の中止の届出について規定したものでございます。

第6条は、条数の変更でございます。

第7条第1項は、使用料の減免規定で、第1号は市が行う事業又は市が共催して行う事業に使用するときが全額免除。第2号は、市以外の官公署が使用するときが全額免除。第3号は、障害者団体が使用するときが半額減額。第4号は、公共的な団体が団体本来の活動目的で使用するときが半額減額。第5号で、教育委員会が特に必要と認めるときとし、半額減額としております。

第2項、第3項は、使用料の減免の手続を定めたものでございます。

第8条は、条の変更を行い、第1項に条例第7条ただし書で定める使用料を返還できるときとして、第3号に「前2号に掲げるもののほか委員会が特に必要と認めるとき。」を加えました。

第2項は、様式の変更でございます。

第9条は、条数の変更となります。

以下、関係様式を整備するものでございます。

附則においては、施行期日及び経過措置を定めております。

以上、雑駁でございますが、議案第52号の説明とさせていただきます。

○持田教育長 確認ですが、当初の説明のときに、「第2条」というふうに聞こえたんですけども、これ「第3条」ですね。

山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 大変失礼いたしました。

条例の条数の間違いでございます。「第3条」でございます。

○持田教育長 はい、結構です。

それでは、これより質疑に入ります。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第52号 武蔵村山市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第7 議案第53号 武蔵村山市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について

○持田教育長 日程第7、議案第53号 武蔵村山市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第53号 武蔵村山市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について。

武蔵村山市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成27年10月16日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

○持田教育長 それでは、議案第53号の提案理由を説明させていただきます。

公の施設使用料の見直し等に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、文化振興課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるよう、お願いいたします。

山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、議案第53号について御説明いたします。

公の施設使用料の見直しにつきましては、平成27年第3回市議会定例会におきまして、関係条例が改正されました。これを受け、学校施設の開放に係る規定の整備を行う必要があることから、御審議をお願いいたします。

それでは、武蔵村山市立学校施設の開放に関する規則新旧対照表を御覧ください。

第1条第1項は、規定を整備するものでございます。

第2項は、学校施設の開放に伴い、学校施設を使用する場合の手続等については、武蔵村山市立学校施設使用条例及び武蔵村山市立学校施設使用条例施行規則の定める規定が、そのまま適用されることを明確にしたものでございます。

第2条は、規定の整備を行うものでございます。

第3条第1項は、学校施設開放の実施主体について定めたもので、スポーツ開放については、教育委員会の管理のもとに行うこととし、遊び場開放については教育委員会が行うこととして規定を整備してございます。

第2項は、規定の整備を行ったものでございます。

第4条は、スポーツ協力員連絡会が行うスポーツデー等については、事業として捉え、規定を整備したものでございます。

第5条は、規定の整備を行ったものでございます。

第6条第1項、第2項ともに、規定を整備するものでございます。

従来の第8条の手続については、第1条第2項で規定したとおり、武蔵村山市立学校施設使用条例及び武蔵村山市立学校施設使用条例施行規則の定める規定がそのまま適用されることから、削除し、第9条を第8条とするものでございます。

別表第1において、休日を除く月曜日から金曜日までのスポーツ開放の時間を午後6時30分からと統一いたしました。また、従来、定めなかった中学校の武道場について新たに規定いたしました。

附則においては、施行期日を定めております。

以上、雑駁でございますが、議案第53号の説明とさせていただきます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第53号 武蔵村山市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第8 議案第54号 武蔵村山市公民館条例施行規則の一部を改正する規則
について

○持田教育長 日程第8、議案第54号 武蔵村山市公民館条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第54号 武蔵村山市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について。

武蔵村山市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成27年10月16日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第54号の提案理由を説明させていただきます。

公の施設使用料の見直し等に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、文化振興課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるよう、お願いいたします。

山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、議案第54号について説明いたします。

公の施設使用料の見直しにつきましては、平成27年第3回市議会定例会におきまして、関係条例が改正されました。これを受け、公民館の使用の申請、使用の許可、減免規定等について整備を行う必要があることから、御審議をお願いいたします。

それでは、武蔵村山市公民館条例施行規則新旧対照表を御覧ください。

第2条につきましては、公民館を使用しようとする者は、公共施設予約システムの利用規則に規定する予約ができる者の決定を受けた後に教育委員会に申請するとしております。従来、公民館長に申請していたものを、教育委員会に申請することと改めております。

第3条第1項は、使用の許可についてうたったもので、教育委員会は使用の決定をしたときは、使用料を収納し、定められた様式の使用許可書兼領収書を交付することとしております。

第2項は、使用許可書兼領収書の交付の時間を規定いたしました。

第3項は、従来の第2項を第3項とし、公民館長を教育委員会に改めたものでございます。

第4項は、使用の許可に際し、教育委員会は審議が必要なときは、公民館長をして公民館運営審議会に諮問させることといたしました。

第4条は、使用の中止の届出について規定しております。

第5条は、条例第10条の規定による使用の許可の取消し等を行った場合の手続について規定したものでございます。

第6条第1項は、使用料の減免規定をうたったものでございます。内容につきましては、地区会館の陶芸窯を使用しないときや地区集会所と同様の規定となっております。

第2項、第3項は、使用料の減免に係る手続をうたっております。

第7条第1項は、条例第13条のただし書の使用料の返還ができることを規定いたしました。第1号は、使用者の責めに帰さない理由で使用できなくなったとき。第2号で、使用開始前に取り消しをしたときといたしました。

第2項は、使用料の返還の手続を規定いたしました。

第8条は、入場の制限をうたったもので、従来、公民館長としていたものを教育委員会といたしました。また、あわせて規定の整備を行っております。

第9条は、条数の変更を行っております。

以下、関係様式を整備するものでございます。

附則においては、施行期日及び経過措置を定めてございます。

以上、雑駁でございますが、議案第54号の説明とさせていただきます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第54号 武蔵村山市公民館条例施行規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第9 議案第55号 教育財産取得の申出について

○持田教育長 日程第9、議案第55号 教育財産取得の申出についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第55号 教育財産取得の申出について。

教育財産取得の申出について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成27年10月16日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○持田教育長 それでは、議案第55号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立歴史民俗資料館分館を新築したことから財産を取得する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、文化振興課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるよう、お願いいたします。

山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、議案第55号 教育財産取得の申出について、御説明いたします。

今回の財産取得につきましては、大南三丁目に歴史民俗資料館分館を新設したものでございます。

なお、工事につきましては、10月中に完成予定で、同施設を教育財産として位置付ける必要があることから、武蔵村山市公有財産規則第3条第3項の規定に基づき、教育施設の新築による取得として、市長部局に申し出るものでございます。

初めに、別冊の資料、1ページを御覧ください。

取得建物の配置図及び案内図等でございます。

建築場所は、大南3丁目5番地の7ほかで、大南郵便局の南側になります。

敷地面積が330.61平方メートルで、建築面積及び延べ床面積ともに130.76平方メートルの軽量鉄骨づくりの平家建てとなっております。

また、駐車場は、身障者用駐車場1台を含む3台分、駐輪場は7台分を整備しております。

なお、当該土地につきましては、池谷タカ氏、ほか2名の方から、平成26年6月4日に寄附を受けたものでございます。

2ページを御覧ください。

取得する建物の平面図で、男女トイレ、だれでもトイレ、收藏庫、備品庫、事務室、展示スペース、学習スペース及びエントランスホールを設置してございます。

なお、展示スペース、学習スペース及びエントランスホールは、間仕切りがなく、オープンスペースとなっております。

3ページを御覧ください。

取得する建物の立面図で、建物の高さが……

(「逆になっています」と呼ぶ者あり)

○山田文化振興課長 逆になっていますか。

○持田教育長 こっちを変えるから大丈夫。続けてください。

○山田文化振興課長 よろしいですか。

取得する建物の立面図で、建物の高さが5.94メートルでございます。

取得する建物ですが、10月末に工事を完了し、11月の初旬に建物の引渡しを予定しているところでございます。その後、取り付け道路の工事をし、平成28年9月頃の開館予定となっております。

以上で説明を終わります。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 よろしいですか。

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第55号 教育財産取得の申出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第10 その他

○持田教育長 日程第10、その他に入ります。

委員からの報告等の御発言があればお受けいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○持田教育長 事務局からの報告等の御発言があればお受けいたします。

○松下教育総務課長 事務局からはございません。

○持田教育長 よろしいですか。

それでは、これをもってその他を終わります。

◎閉会の辞

○持田教育長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成27年第10回教育委員会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2時49分閉会